

令和4年4月8日

各局（部）幹事課長 様  
危機管理監危機管理課長 様  
教育委員会事務局管理部総務課長 様  
人事委員会事務局合同総務課長 様  
警察本部警務部警務課長 様

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当課長

新型コロナウイルス感染症患者の発生場所毎の  
濃厚接触者の特定及び待機期間の見直しについて（依頼）

このことについては、令和4年3月16日（令和4年3月22日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡のとおり、見直しが行われ、本県においては次の表のとおり取り扱うこととしました。

特に、事業所については、濃厚接触者の特定を行わないこととしましたので、御留意ください。

また、令和4年3月16日から特定された濃厚接触者の待機期間は、当該者が社会機能維持者か否かに関わらず、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、5日目から解除が可能となりました。

については、関係機関及び所管する事業者等に周知してください。

なお、詳しくは、県ホームページに掲載しますので、御確認ください。

《見直し内容》

○：必要，△：自治体の判断による，×：不要

感染者の発生場所	濃厚接触者の特定（所属先の調査）			
	従来	現在 （重点化中）	国方針	今後の 県の対応
・同一世帯内（二次感染率が高い）	○	○	○	○
・事業所（感染の確率が低い）		事業所が管理	×	×
・高齢者施設 ・障害児者施設 ・医療機関 （重症化リスクが高い）		○	○	○
・保育園，幼稚園（感染対策が困難）		○	△	○
・小学校（感染対策が困難）		学校が管理	△	学校が管理
・中学校以上の学校		学校が管理	×	学校が管理
・クラスター発生場所 （感染拡大要因がある）		○	○	○

《適用年月日》

令和4年4月8日

《県ホームページ》

濃厚接触者について (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-noukou.html>)

事業所向け情報 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/corona-jigyousya.html>)

担当 感染症事案対策グループ  
電話 082-513-3068 (ダイヤル)  
(担当者 行廣，高邊)